

## 介護保険住宅改修制度による改修工事

要介護（要支援）認定の方が身体状況に応じ、住宅改修費用の一部の助成を受けられる制度。

上限額は要介護（要支援）状態区分に関わらず 20 万円を対象工事の原則 1 割<sup>※</sup>がお客様ご負担になります。

住宅改修助成事業を併用して申請することで、対象支給金額を最大 100 万円 / 世帯まで枠を増やすことが可能な場合があります。  
（※負担割合に応じて 1 割負担から 3 割負担となります。負担割合証をご確認ください）

### 対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床材の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- その他上記の各工事に付帯する工事



## 介護保険福祉用具購入制度

対象となる福祉用具について、要介護（要支援）状態区分にかかわらず、同年度内（4 月から翌年 3 月）10 万円を上限として原則、購入金額の 1 割<sup>※</sup>負担で購入できる制度です。

（※負担割合に応じて 1 割負担から 3 割負担となります。負担割合証をご確認ください）

### 対象となる福祉用具

- 腰掛便座（ポータブルトイレ、補高便座など）
- 自動排泄装置の交換可能部分
- 入浴補助用具（シャワーチェア、シャワーキャリー、浴槽台など）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトの吊り具の部分



## 介護保険福祉用具レンタル制度

要介護者などの日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者などの機能訓練のための用具であり、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むためのサポート用品について、原則 1 割<sup>※</sup>負担にて保険給付の対象とされています。

（※負担割合に応じて 1 割負担から 3 割負担となります。負担割合証をご確認ください）

### 対象となる福祉用具

- 車いす（付属品含む）
- 特殊寝台（付属品含む）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助杖
- 認知症老人徘徊感知器
- 自動排泄処理装置
- 移動用リフト（吊り具部分除く）

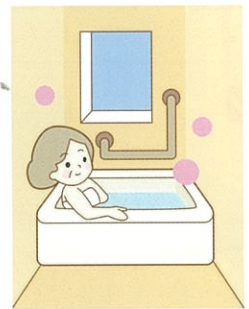


## 日常生活用具給付事業について

障害者などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することなどにより、福祉の増進を目的とした事業です。

### 対象となる品目

- 介護・訓練支援用具
- 自立生活支援用具
- 在宅療養など支援用具
- 情報・意思疎通支援用具
- 排泄管理支援用具
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）



会社名



ぜんごぜん  
株式会社 前後前 福祉住宅相談室

事業内容

介護工事 / 福祉用具販売・レンタル

事業所

姫路本社・神戸支店・宍粟支店・西脇支店

住所

〒670-0952 兵庫県姫路市南条 1-126

連絡先

TEL.079-283-0203 (365 日電話対応)  
FAX.079-283-0220

フリーダイヤル

0120-994-217

受付時間

9:00 ~ 17:00

URL

<https://www.zengozen.co.jp>



### 建設にかかわる事業許可登録

- ・一級建築士事務所 兵庫県知事登録（一般）第 450967 号
- ・建設業許可 兵庫県知事許可（般-15）第 459849 号
- ・住宅改修業者登録 兵住改 F06 第 00011 号

### 介護にかかわる事業許可登録

- ・介護保険指定事業所番号（姫路市） 2874001056 福祉用具貸与事業所
- ・高度管理医療機器等の販売・賃貸業許可 00010700184
- ・明石市高齢者等住宅改修助成事業登録
- ・介護保険受領委任登録事業所
- ・生活保護法介護機関指定
- ・古物商許可 第 631600900016

### 可能性を想造し、自立環境を提供する

私たち前後前は、「退院後の在宅環境整備」を専門としている会社です。手すり 1 本の設置から中規模・大規模の住宅改修工事をはじめ、福祉用具のレンタルや購入まで皆さまの状況に応じた住環境と一緒に検討し、トータルサポートいたします。